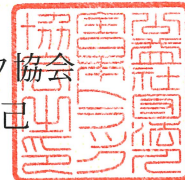




全ト協発第 98 号(企)
令和 6 年 5 月 2 4 日

各都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施に係る協力依頼について

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。
今般、厚生労働省より、別添のとおり「令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査」に関して、傘下会員事業者への周知の協力依頼がありました。

本調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにするもので、結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております

つきましては、本調査実施について、会員事業者の皆様へ周知いただきますとともに、本件に関し問合せがあった際は、下記の照会先をお伝えいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

<添付資料>

1. 令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼について
2. 調査の内容、調査票例
3. 機関紙、広報誌等における広報文例

(照会先)

厚生労働省政策統括官付参事官付

賃金福祉統計室賃金第二係

電話：03-5253-1111 内線 7653

chinage@mhlw.go.jp

政統発 0514 第 2 号

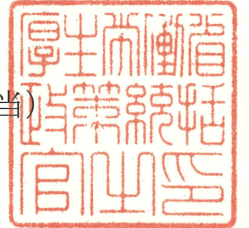
令和 6 年 5 月 14 日

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己 殿

厚生労働省 政策統括官

(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 6 年賃金引上げ等の実態に関する調査
の実施に係る協力依頼について

厚生労働省において実施しております「賃金引上げ等の実態に関する調査」につきましては、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、産業別及び企業規模別に無作為に選定した民間企業を調査の対象として昭和 44 年以降、毎年実施しております。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担っております。

本年も 7 月より別添 1「調査の内容」及び別添 2「調査票」のとおり調査を実施いたしますので、調査の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下の企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、広報用の原稿を御用意いたしましたので、貴団体の広報誌等に掲載いただくなど、周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省政策統括官付参事官付

賃金福祉統計室賃金第二係

電話：03-5253-1111 内線 7653

chinage@mhlw.go.jp

調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

なお、調査は昭和44年以降毎年実施しており、今回が第56回目に当たる。

(2) 調査の範囲

調査の範囲は次のとおりである。

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」

※生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

(3) 調査事項

ア 企業の属性

イ 賃金の改定に関する事項

ウ 賃金の改定事情に関する事項

エ 賞与支給に関する事項

オ 労働組合との交渉経過

(4) 調査の対象期間

令和6年1月から12月までの1年間

(5) 調査の実施時期及び方法

令和6年7月より郵送調査により実施（回収のみオンライン調査併用）

(6) 調査機関

厚生労働省－調査対象企業

(7) 集計方法

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室において集計を行う。



政府統計

統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査票情報
の秘密の保護
に万全を期しま
す。

統計法に基づく一般統計調査

この調査票は、統計上の目的以外に使用することはありませんので、ありのままを記入してください。
また、オンライン調査票による回答も可能ですので、詳しくは「記入の手引き」をご覧ください。

令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査

調査票

(所在地) (企業名)

整理
番号

シール添付

0001 0002 0003

シール添付

◆ 左記所在地、会社名に誤りがある場合は、赤字で訂正をお願いします。

【記入上の注意】

- 1 この調査は、企業を単位として依頼しておりますので、本社(本店)のほかに、支店、工場、出張所などの事業所があれば、それらも含めて回答してください。
なお、本社(本店)以外の事業所にこの調査票が到着した場合は、お手数ですが本社(本店)の担当部署への回送をお願いします。
- 2 記入に当たっては、「記入の手引き」をご覧ください。
- 3 記入担当者欄には、調査票の記入内容について、会社としていただく場合がありますので、記入担当者の所属部課名及び氏名等の記入をお願いします。
- 4 各質問中に“1)~33)”がある箇所は「記入の手引き」の「IV 調査項目について」に説明があります。

不明な点については、下記にご連絡ください。

(連絡先)
厚生労働省賃金引上げ等の実態に関する調査事務局(〇〇〇株式会社)
電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

記入 担当 者	所属部課名	氏名
	電話 () - (内線)	
	E-mail	

法人番号 0000

※ 法人番号欄には国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。

[すべての企業がお答えください。]

問1 企業全体の常用労働者¹⁾数(令和6年8月1日現在)、事業内容又は主たる製品名及び労働組合の有無についてお答えください。

企業全体の常用労働者数 (雇用期間を定めず雇用されている労働者数)	(令和6年8月1日現在)
	人 0101
事業内容又は主たる製品名	

労働組合の有無	あり	1
	なし	2

0102